

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和4年10月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

1 業務名称

甲府市上下水道局サービスセンター業務委託

2 業務内容

- (1) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
- (2) 検針業務
- (3) 調定及び調定更正業務
- (4) 口座振替業務
- (5) コンビニエンスストア等収納業務
- (6) クレジットカード収納業務
- (7) 納入通知書発送業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 給水停止業務
- (10) 収納証明書発行業務
- (11) 電子計算処理業務
- (12) 給排水等業務に関する届出書入力業務
- (13) お知らせ等発行業務
- (14) 宅地内簡易漏水調査業務
- (15) 公金窓口収納業務
- (16) 総合案内及び電話交換業務
- (17) ボトルドウォーター甲府の水の販売業務

- (18) 上下水道局スポーツ施設の使用受付業務
- (19) 井戸水用メーター等指針読み取り業務
- (20) 検定満期等に伴う水道メーター管理業務
- (21) 水道メーター上流等簡易漏水調査業務
- (22) 地図情報管理システムによる上下水道施設情報の提供及び配管図の交付業務
- (23) 私設消火栓の管理指導業務
- (24) 上記業務に附帯する業務等

3 履行場所

甲府市下石田二丁目23番1号 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第42号）別表1に定める給水区域

4 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市上下水道局における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当する者でないこと。
- (4) 本件にかかる公告日から優先交渉権者決定までの間に、「甲府市上下水道局物品供給（入札等）制度要綱」、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、

競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

- (6) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 過去3年以内に、給水人口15万人以上の水道事業体において、水道使用契約等の受付から検針・水道料金等の調定、収納、滞納整理及び給水停止及び電算システムの開発・保守を含む電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を受託した実績があること。
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できること。
- (9) 第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (10) 共同企業体で参加する場合、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 構成員は3社以内とする。なお、出資割合について、幹事企業は51%以上であること。
 - イ 構成員は、上記(1)から(9)までの要件を満たす者であること。ただし、(7)で規定する受託実績については、各構成員が1つ以上の受託実績を持ち、かつ共同企業体として、全ての要件を満たすことも認める。
 - ウ 構成員は、業務委託の履行に関し連帯して責任を負うこと。
 - エ 構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

6 手続等

配布資料、提出期限及び提出場所等については、甲府市上下水道局ホームページ掲載の「サービスセンター業務委託公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。

ホームページアドレス：<https://www.water.kofu.yamanashi.jp>

7 事務局

甲府市上下水道局業務部営業管理室営業課

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号

電話 055-236-8250（営業係直通）

電子メール：jougeeigyo@city.kofu.lg.jp